

歩高之内に難成空地出來、日陰に罷成田畠に難成、百姓及迷惑候得ば、於其所致詮議、其歩高不殘御普請會所取上、百姓方には替步地子米相渡、右空地之分屋敷請取人に請地申付候格に御座候。然共御算用場の相達申儀無御座候。尤御年寄衆より御算用場の御紙面等相渡り申儀、承及不申候。今般者、先達而歩高等御算用場の御年寄衆より被仰渡由に付、空地出來候趣茂御届申候間、左様御心得可有之候。以上。

（享保十七年）  
子七月廿六日

御普請會所

御算用場

二一 御家中普請役並普請場

役引等御定

- 一、御家中普請役、年中可爲三步事。
- 一、役高加州知三つ六歩、越中・能州四つ一歩、毎年二月中に可相極、與力知平均同前。但寄親に被下一歩免可爲無役事。
- 一、人持御馬廻共に、平均高千石以上、二歩銀役、一歩役

人を以可出之。同九百石以下并遠所に有之者、千石に而茂銀役可申付事。

一、役人入不申節は、出人懸候平均に指繼、不足分は銀役并小入用銀指除可取立事。

一、寄親無役、并寄親千石より内之與力は、皆可爲銀役事。

一、普請場に而過仕果候役人は、十日出人に相立、其以後家中惣かぶりたるべし。但銀役にて可出之。若其主人令死去は、惣かぶりの分引可申事。

一、病死之役人は、其日より銀役之圖りを以可取立、并他國に而果申役人、替人不及遣事。

一、他國詰役人、爲替候はで不叶儀候はゞ、往來之日數割場懸に載可申候事。

一、御國之内遠所逗留之役人、内輪に而十五日替往來之日數、是又割場懸載可申事。

一、石切者一人五歩可相立事。

一、過仕役人有之者、手先之奉行より普請會所を斷、足輕に而茂遣之、見計次第三日之内は出人に相立、三日以後は割場奉行に相談未進指引可任。但、遠所に而過仕役人、手

先之奉行見計、御定之通可申付事。

一、所々普請役出人之切手、一ヶ月切に奉行入より割場懸と引合、可遂算用事。

一、地・他國共に、御供使其外當分之御用懸、如御定時々以證文役引可申付事。

一、死去人は其日より役引可申候。若妻子斷之書付を取、遂吟味、前田對馬・今枝民部・奥村因幡に申聞、可指除之。取過有之共、勿論可爲其分事。

一、跡目被仰付、當分組入無之内は、先組頭より可致裁許候。組入被仰付日より、當組頭可爲裁許事。

一、死去人跡目無相違被仰付者は、前年之役可相勤事。

一、跡目減候者は、被仰付候前日迄親知行高役相勤、御一行之日より御折紙高之役可仕事。

一、自分知取候者は被仰出候前日迄、親知行分・自分知共役相勤、御一行之日付より、應御折紙高役可仕事。

一、百石以下役御赦免之事。

但、與力は百石以下に而茂役可相勤事。

一、御折檻人・欠落人役銀、過不足共に可爲其分事。

一、役銀春打取立候以後引役有之者、秋打銀之内を以、組切に過上致指引可相返之。秋打指引は、明春打銀を以可申付事。

一、定杖・着到付共に人持一組に二人充、切手取二人、六組に三人、割場懸載可申事。

一、御馬廻六組に、定杖四人・着到付二人・切手取二人、割場懸載可申事。

一、町場杖役人二十人之外一人宛。但普請場所により、役人五人・拾人出候共、杖突可遣事。

一、食番、拾五人之内一人宛之事。

一、於石山割出石歩付、下奉行圖目錄之通たるべし。

但、石により、手先之奉行并下奉行相談を以、步懸増減見圖候様可申付事。

一、土坪等爲持申遠近往來吟味之儀、下奉行并手先之奉行相談を以可申付事。

一、早朝より大雨并洪水、其外普請難成節は、其斷割場迄手先之奉行入より指紙を添、役人可相返。少雨降、多降出候者普請難成候はんと存程之時は、先々罷出、不成時に至